毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

選挙管理委員会告示
○参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日（七〇）……1
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録基準日等（七一）……1
○参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間（七二）……1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日を平成十九年七月十二日と定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、告示する。

平成十九年六月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

秋選管告示第七十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

一　基準日　平成十九年七月十一日（年齢については、同年七月二十九日）

二　登録日　平成十九年七月十一日

三　縦覧期間　平成十九年七月十二日

秋選管告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第五項の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

縦覧期間　平成十九年七月十二日

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%